

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年一月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年一月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で	久喜市上清久字蔵前八三五番一 地先から同市上清久字藤本二七四番一 地先まで	区 間
一五・〇〇 一一・五〇	九・七六 一四・〇五	敷地の幅員 (メートル)
三一五・〇〇		延長 (メートル)
		備 考